

騒音規制法の特定施設（法第2条、施行令第1条、別表第1）

(1) 金属加工機械

イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）

ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）

ト 鍛造機

チ ワイヤフォーミングマシン

リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）

ヌ タンブラー

ル 切断機（と石を用いるものに限る。）

(2) 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

(3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

(4) 織機（原動機を用いるものに限る。）

(5) 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る）

ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る）

(6) 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

(7) 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

ハ 碎木機

ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

ホ 丸のご盤（帯のご盤と同じ）

ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

(8) 抄紙機

(9) 印刷機（原動機を用いるものに限る。）

(10) 合成樹脂用射出成型機

(11) 鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）